

和光市建設工事における営業所の専任技術者の配置に関する取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号の規定により求められる営業所における専任技術者（以下、「営業所の専任技術者」という。）の和光市建設工事における取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
(営業所の専任技術者の配置を認める対象工事)

第2条 受注者は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、営業所の専任技術者を1件に限り当該工事の主任技術者と兼ねることができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないとは判断した場合には兼務を認めないものとする。

- (1) 本市発注工事であること
- (2) 当該営業所が和光市内にあること
- (3) 当該工事現場に配置する営業所の専任技術者は、専任を要しない主任技術者であること
- (4) 当該工事現場と当該営業所との間で常時連絡が取り得る体制にあること
- (5) 設計図書等に営業所の専任技術者を工事現場に配置することができない旨の定めがないこと

(現場代理人との兼務)

第3条 前条の規定により、営業所の専任技術者を当該工事現場の主任技術者へ配置させる場合において、営業所の専任技術者は、現場代理人を兼ねることができるものとする。
(営業所における専任の技術者の配置手続き)

第4条 受注者は、本要領の規定による営業所の専任技術者の配置をしようとするときは、「営業所の専任の技術者配置承認願（様式1号）」を提出し、発注者から配置可否の回答を得ることとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月16日から適用する。

営業所の専任技術者配置承認願

令和 年 月 日

和光市長宛

住所
受注者
氏名 印

下記工事について、和光市建設工事における営業所の専任技術者の配置に関する取扱要領に基づき、工事現場に営業所の専任技術者を配置してよろしいか。

営業所の専任技術者氏名		
専任を要する営業所	名称	
	住所	
現場代理人の連絡先	(緊急時)	
	(上記以外)	
工事名		
工事場所		
工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
請負代金額（税込）		
配置区分 (○で囲む)	主任技術者	現場代理人
適用		

和光市建設工事における営業所の専任技術者の配置に関する取扱要領に基づき、上記工事の配置を

・承認する。ただし、常時和光市と連絡がとれる体制を確保すること。

・否認する。（理由： ）

令和 年 月 日

和光市長